

# 入船北の会規約

平成4年(1992)8月1日

(名称及び事務所)

第1条 この会は「入船北の会」と称し、事務所を会長宅に置きます。

(目的)

第2条 この会は会員相互の親睦、教養の向上、健康の保持を図り、余力をもって社会奉仕することを目的とします。

(事業)

第3条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 親睦及びレクリエーション
- (2) 教養の向上
- (3) 健康の増進
- (4) 福祉事業への奉仕
- (5) その他目的達成に必要な活動

(会員)

第4条 この会の会員は原則として、入船5丁目に居住する60歳以上の入会申込者とします。

2 入会は、所定の申込書によるものとします。

(会費)

第5条 会費は一人月額100円とします。ただし必要に応じて参加者から特別会費を徴収することもあります。

2 会員で90歳以上の方は、会費を免除します。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置きます。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 会計1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事1名

(任期)

第7条 役員任期は2年とします。ただし再任は妨げません。

(職務)

第8条 役員の職務は次のとおりとします。

- (1) 会長 会を代表し、会務を執行します。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長事故の時はその職務を代行します。
- (3) 会計 会計事務を処理します。
- (4) 理事 会務の企画進行及び連絡に当たります。
- (5) 監事 会計を監査し、役員会または総会に意見を提出します。

(会議)

第9条 会長は総会及び役員会を招集するほか、会員の申し出並びに必要なに応じ会議を開催します。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たります。

(総会)

第10条 総会は会員の過半数の出席(委任状を含む)で成立し、出席者の過半数により、次の事項を決議します。

- (1) 活動状況の承認
- (2) 決算及び予算の承認
- (3) 規約の改廃
- (4) 会の解散
- (5) 財産の処分
- (6) その他重要と認められる事項

(経費)

第11条 この会の経費は会費、補助金、助成金及び寄付金により賄います。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

(附則)

この規約は平成4年8月1日から実施します。

- 2 最初の役員の任期は、第7条に拘わらず平成6年3月末日までとします。
- 3 初年度の会計年度は、第12条に拘わらず平成4年8月1日からとします。
- 4 第5条2の改正は、平成27年4月1日から実施します。

(備考) 設立総会 平成4年(1992)年8月15日